特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	重度心身障害者医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	重度心身障害者医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県勝央町長

公表日

令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	岡山県福祉助成制度に基づき、「勝央町心身障害者医療費給付条例」により、対象者に医療給付に関する事務を行っている。
③システムの名称	総合行政システム

2. 特定個人情報ファイル名
重度心身障害者医療情報ファイル　宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月9日条例第28号。) 第4条、別表第1第3項及び別表第2第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　未定　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法　第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民部
②所属長の役職名	税務住民部参事

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務住民部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3115

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満(任意実施)　]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	<選択肢> 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	<選択肢> 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	表紙／評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙／公表日	平成27年5月26日	令和1年6月25日	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用までに制定する条例に規定する。	1. 番号法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月9日条例第28号。) 第4条、別表第1第3項及び別表第2第3項	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月22日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月20日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策	-	（新規追加項目）	事後	様式の変更によるもの
	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法　第19条第14号　特定個人情報保護委員会規則掲載予定	番号法　第19条第9号	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和4年8月1日	事後	